

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

昭和36年に結婚し、将来のことを考え国民年金に加入した。1か月に1回か2か月に1回か忘れたが、集金人に国民年金保険料を納付しており、時には突然の集金に持ち合わせが無く、後日集金に来てもらった記憶もある。夫と一緒に保険料を納付しており、夫は納付記録があるのに自分の分が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、結婚後、将来のことを考えて国民年金に加入し、その夫と共に集金人に国民年金保険料を納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年10月1日に払い出されており、社会保険庁の記録では、申立人の夫は、41年3月以降保険料を納付していることが確認できることから、申立人についても41年3月以降の保険料を納付していたと推認できる。

また、申立人の夫は、当時、牛乳販売店を経営しており、申立人夫婦の国民年金保険料を納付する資力はあったと考えられる。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年10月1日からすると、申立期間の一部は時効により納付できず、一部は過年度納付することになるが、申立人には過年度納付をした記憶は無い。

また、申立人の夫は、昭和41年2月以前においては、厚生年金保険加入期間や国民年金保険料の未納期間も散見され、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの期間及び47年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで  
② 昭和47年10月から同年12月まで

年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間①についてはA区役所B出張所で、②についてはC組合D支店で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から制度に加入し、60歳まで国民年金保険料を納付し、申立期間以外に未納期間は無く、申立人の妻も60歳到達時以後引続き国民年金に任意加入し、480か月の保険料を完納しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間②直前の昭和47年7月から9月までの期間が、申立人が所持していた国民年金保険料領収証書により記録訂正がなされている上、同期間の妻の保険料は納付済であることから、申立人は、申立期間②の保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立期間①及び②共に、申立期間前後の生活環境に大きな変化は無く、国民年金保険料を未納とする理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年12月まで  
国民年金保険料は、A銀行（現在は、B銀行）C支店より口座振替による納付をしていた。申立期間が未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、D区の「附則4条納付者リスト」によると、昭和53年11月から54年12月にわたって第3回特例納付による納付をしていることから、申立期間当時の申立人の納付意識は高かったと思われ、申立期間のみを納付しなかったとすることは不自然である。

また、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から41年3月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が還付されたことになっていたが、還付された記憶は全く無く、また還付されたとしても還付される理由が無い誤った還付なので、申立期間について納付したものと認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和40年11月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したことになるが、申立期間当時、申立人は、大学生で、保険料は両親の保険料とともにその父親に納付してもらっていたとしており、事実、申立人及び両親の納付記録は納付済みとなっていることから、申立人が40年11月1日に国民年金の被保険者資格の喪失を行う特段の理由は見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立期間内の昭和40年11月及び同年12月の保険料は同年11月5日に、41年1月から同年3月までの保険料は同年2月5日に、いずれも40年11月1日の資格喪失後に納付したことが確認できるが、資格喪失後も保険料を納付することは考え難く、事実と異なる40年11月1日に資格喪失したと記録され、還付手続が行われたことも否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで  
② 昭和39年4月から40年3月まで

昭和36年の国民年金制度発足当時、父が私の国民年金の加入手続きをしてくれ、それ以降結婚するまで、国民年金保険料を、集金人を通じて納付してもらっていたので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が手帳記号番号払出簿によると、昭和39年10月12日に払い出されていることが確認できることから、その時点で納付可能な現年度保険料であった申立期間②の国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間に未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年10月時点では、その大半の保険料は時効により納付できなかったと考えられるとともに、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月から41年8月まで

申立期間当時は、貴金属加工業をしていた伯父の家に住み込んで修業をしていた時期で、一緒に修業していた従兄弟3人と同じように伯父に国民年金保険料を納めてもらっていたはずなので、当該期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録には、申立期間の申立人の国民年金加入記録が無いが、申立人は、「伯父の下で一緒に修業していた従兄3人のうち、私より年上の2人が国民年金に加入していたころ、伯父からおまえも20歳になったら国民年金保険料を納めてやると言われていた。その後、伯父の事業所が問屋の系列下に入り、私もそのまま厚生年金保険に加入したので、自分の国民年金手帳は伯父からもらっていないような気がするが、申立期間当時、保険料を納めているとして手帳を見せてもらったことがある」と、当時のことを鮮明に記憶している上、申立内容どおり、その従兄2人の当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、当時、同様に修業中であった申立人についてもその伯父が加入手続を行い、保険料を納めていたと考えるのが自然である。

また、申立人と同様、申立期間当時の国民年金の加入記録が無い申立人より2歳年下の従弟は、「国民年金手帳を処分してしまったこともあって年金記録確認の申立てはしていないが、各月ごとに検認印が押された自らの手帳を間違いなく所持していた」と証言していることから、当時の記録管理事務に何らかの不適切な取扱いがあった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月から37年3月まで  
② 昭和40年1月から同年3月まで

国民年金制度が始まったので、母親がA市で国民年金の加入手続きをしてくれた。申立期間①は母親が、また、申立期間②は妻が、それぞれ自宅に集金に来ていた地区の役員に納付した。申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親がA市で国民年金の加入手続きを行い、昭和37年4月に結婚するまではその母親が、また、結婚後は申立人の妻がそれぞれ自宅に集金に来ていた地区の役員に国民年金保険料を納付したとすると、申立人の国民年金手帳記号番号は36年2月に払い出され、国民年金制度が始まった36年4月から保険料を納付していること、保険料を納付したとする申立人の妻は、集金に来ていた地区の役員の名前を正確に記憶していることなどから、申立内容には信憑性<sup>しんぴょうせい</sup>が認められる。

また、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったと認められる。

さらに、申立期間①は8か月、申立期間②は3か月と短期間であり、これらの前後において申立人の経済状況等に変化は見られず、申立期間①及び②の保険料の納付が困難であるとする事情はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から38年3月まで

申立期間当時、両親が経営していた会社に勤務していたが、20歳になったときから、家族と住み込みの従業員の国民年金保険料を、両親が一括して納付していたはずであり、自分の分だけが未納扱いになっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を経営していた両親が、家族及び住み込みの従業員について、国民年金制度発足時又は同制度発足後に20歳に達した時期から、申立期間を含め、国民年金保険料を集金人に納付したとしているところ、当時、申立人が居住していたA区では、昭和37年から国民年金保険料の専任徴収員による保険料の訪問徴収が行われていたことが確認できる上、同居していた両親、二人の兄及び住み込みの従業員3名の納付記録は、国民年金制度発足時の36年4月、又は20歳に達した時期から、いずれも保険料が納付されていることから、申立人の主張には信憑性<sup>しんぴようせい</sup>があり、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人とその母親の年金手帳によると、昭和41年度から46年度までの保険料納付日がすべて一致していることから、申立人とその母親の保険料を一緒に納付していたことがうかがえ、申立期間の保険料も納付していたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間以外に保険料の未納期間は無いことから、納付意欲が高かったものと認められる。

加えて、申立期間の当時、住み込み従業員であった者一名も、当時は、

経営者が家族と従業員全員分の国民年金保険料を代理納付していたと思うと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで  
結婚を機に将来のため妻とともに国民年金に加入し、申立期間の保険料を集金人に納付した。妻の分が納付済みとなっているのに自分が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を機に国民年金に加入し、その妻が集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が居住していたA区では、当時、保険料の専任徴収員制度があり、国民年金への加入手続及び保険料の集金をしていたことが確認できる上、妻の申立期間の保険料は納付済となっていることから、申立人のみ、申立期間の保険料が未納となっていることは、不自然である。

また、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号から推定できる加入時期からすると、申立期間の保険料は、過年度納付によりさかのぼって納付したことになり、A区の専任徴収員は過年度納付も扱っていたことが確認できている。

さらに、申立人は、申立期間以降の保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年10月から39年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年10月から39年1月まで

申立期間の国民年金保険料について、未納となっているとの回答を得たが、妻が保険料を納付しているはずであり未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①及び②について、申立人が納付したとしている保険料額は申立期間①及び②の実際の保険料額と一致している。

また、申立人は、申立期間①及び②当時、金型工をしていて月額3万円程度の収入があったとしており、保険料納付は十分可能であることから、申立人の保険料を納付したという主張に不自然さはみられない。

#### 2 申立期間①について、実際に申立人の国民年金保険料納付を行った妻は、A区役所で妻自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付したという個別具体的な記憶がある上、妻の申立期間①に係る保険料納付記録は納付済みとなっている。

#### 3 申立期間②について、実際に国民年金保険料納付を行った申立人の妻は、B町役場（現在のC市）で妻自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付したという個別具体的な記憶がある上、妻の申立期間②に係る保険料納付記録は納付済みとなっている。

また、申立期間②に隣接する申立人の昭和38年4月から同年9月ま

での保険料納付記録は、60年12月に未納から納付済みに記録訂正されている上、申立期間②は強制加入期間であるにもかかわらず、社会保険庁の記録上は未加入期間となっており、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和9年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和42年7月から同年9月まで  
昭和45年2月ころ、A町役場に転入届を提出した際、未納があることがわかり過年度納付を勧められ、納付書により郵便局で未納の期間の国民年金保険料を納付した。未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月ころ、A町役場に転入届を提出した際、過去に申立期間を含む国民年金保険料の未納期間があることがわかり、当該期間について、過年度納付によりさかのぼって一括納付したとしているところ、申立人が保管していた当時の保険料領収書によれば、申立期間の前後の42年1月から3月までの期間、42年10月から43年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の保険料を45年4月1日に一括納付していることから、申立内容に信憑性<sup>しんぴようせい</sup>が認められ、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①は、A 市（現在は B 市）の実家に来ていた集金人に、母が国民年金の加入手続きを行い、当初は、母が国民年金保険料を納付し、その後は自分で納付していた。また、申立期間②については、夫婦二人で会社を経営しており、自分が経理を担当していたため、夫の保険料とともに納付しており、未納とされることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その夫の分と共に国民年金保険料を納付したとしているところ、夫の昭和 50 年の確定申告書によれば、社会保険料控除額として、「国民年金保険料 2 万 6,400 円」と記載されており、その金額は申立期間を含む昭和 50 年 1 月から 12 月までの保険料の夫婦二人分の合計額と一致しており、その内容は信憑性が高いものと認められる。

また、申立人の夫の申立期間②の保険料については、平成 19 年 7 月 26 日に C 町役場の資料により未納から納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に瑕疵がみられる。

2 申立期間①について、申立人は、その母が国民年金の加入手続きを行い、当初は、自宅に来ていた A 市の集金人に母が保険料を納付し、その後は申立人自身が納付したとしているが、母は既に他界して証言が得られず、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は、申立期間後の昭和 40 年 2 月であり、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

また、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申

告書等)も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年3月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料について、兄と一緒に保険料を母に預け、母が自宅に来た集金人に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の兄と一緒に保険料を申立人の母に預け、母が保険料を納付したと主張しているところ、申立人の兄は、弟と一緒に保険料を母に預け、母が保険料を納付したと証言するとともに、申立人の兄の保険料は納付済みであることから、申立内容には信憑性<sup>しんぴょうせい</sup>が認められる。

また、申立人は、申立人の母が、自宅に来た集金の人に保険料を納付し、年金手帳に検認印を捺してもらったと主張しているところ、申立人が当時居住していたA区では、区の職員が3か月毎に家庭を訪問して保険料を徴収していたとしている。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、前納期間もあるなど保険料の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立期間は5か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年12月まで

勤務先の社長に勧められ同僚と共に国民年金に加入し、集金人に国民年金手帳を渡し印紙を貼付し保険料を納付していた。

その後、A区からB市に引っ越した際に、庁舎移転のため雑然とした状況で職員に国民年金手帳を預け、後日取りに行くとした私の手帳は行方不明となっていた。

同僚の記録は納付済みとなっているが、私の記録のみ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、住み込みで働いていた勤務先の社長に勧められ国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人と同部屋に住み込みで働いていた同僚は、仕事中に集金人が来て、国民年金保険料を納付しており、自分の記録が納付済みとなっていることから、申立人についても同じく集金人に保険料を納付していたはずであると証言している。

また、申立人は、集金人に保険料と国民年金手帳を渡し、手帳に印紙を貼付してもらうことにより保険料を納付していたとするところ、会社が所在したC区及びA区によると、申立期間当時は集金人が印紙検認方式により保険料の収納を行っていたとしていることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月から41年1月までの期間及び55年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から41年1月まで  
② 昭和44年4月から50年12月まで  
③ 昭和55年10月から同年12月まで

申立期間①について、住み込みで働いていた会社の社長夫人が保険料を納付してくれていた。

申立期間②について、私にもしもの事があった場合、残された妻子が母子年金を受給できないと親に言われ、また、未納期間を納付することができるとのA区の広報誌を見て、昭和49年から50年ころに妻が子供をおぶって自転車でA区役所へ行き、5万円から6万円を納付した。

申立期間③について、結婚後は妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。同期間について妻の保険料は納付済みとなっているが、自分の記録は未納となっている。

申立期間①、②及び③についての保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、住み込みで働いていた会社の社長夫人が申立人の国民年金保険料を集金人に納めてくれていたと主張するところ、申立人と同部屋に住み込みで働いていた同僚は、社長夫人に国民年金手帳を預け、同夫人が保険料を集金人に納めており、自分の保険料が納付済みとなっていることからすると、申立人の分も社長夫人が納めてくれたのではないかと証言していることから、申立人の申立内容には

信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

なお、申立人の基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号は、B区からC区を経てA区に転居した後の昭和53年3月ころにD社会保険事務所において払い出されたものであるため、申立期間①の保険料は、当該時点では時効により納付できないものの、一方で、社会保険事務所の記録では、申立人がB区に居住していた時期に、E社会保険事務所が申立人と同姓同名で別人のものとして払い出した手帳記号番号があり、かつ、その記録には申立人と同様にB区からC区に転出したことが記載されていることから、当該手帳記号番号は、申立人に対して払い出されたものと推認できる。

申立期間③について、申立人は、結婚後、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとすると、社会保険庁の記録により昭和59年度から平成16年度までの申立人夫婦の保険料収納年月日がおおむね同一日付であることが確認できることから、申立人の妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

- 2 申立期間②について、申立人の妻が過去の保険料をまとめて納付したとしているが、納付したとする金額（5万円から6万円）は、昭和53年3月ころに払い出された国民年金手帳記号番号に基づき、当該時点において納付することが可能な52年度分の現年度保険料と51年1月までの過年度分の保険料を合計した保険料額（4万6,500円）とおおむね一致している上に、申立人は複数回にわたり過去の保険料を納付したとの記憶は無いことから、40年ころに払い出された手帳記号番号に基づいて、申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金納付記録及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金資格期間について照会したところ、国民年金保険料の納付の事実が確認できないこと及び国民年金資格喪失のため被保険者記録なしとの回答をもらった。

昭和 52 年 12 月 20 日に国民年金任意加入申出を行い国民年金保険料を納付していた。自ら喪失申出するわけが無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 52 年 12 月に国民年金に任意加入するとともに付加保険料の納付申出も行い国民年金保険料を納付しており、申立期間以外には、未納期間は無く、納付意識は高いと思われる。

また、申立期間①については、申立人の夫の源泉徴収票から収入も順調に伸びていることが確認できる上、申立人は昭和 56 年 1 月に長男を出産し同年 2 月に A 市から B 町（現在は C 市）に転入しているが、転入前後の期間について保険料の未納は無いことから、納付しない要因もなく、未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②は、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録（1）」のページの「被保険者の記録を喪失した日」欄に昭和58年4月15日と「被保険者となった日」欄に昭和61年4月1日と記載されており、申立人は自ら任意加入資格喪失申出書を提出した覚えはないと主張しているものの、社会保険庁のオンライン記録も年金手帳の上記記載内容と一致することから、当該申出を行ったものと推認される上、納付

事実を確認できる関連資料（家計簿・確定申告書）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から58年3月までの期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係るA株式会社における資格喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

さらに、申立人の申立期間③に係るB株式会社における資格喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、4年7月から同年9月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

加えて、申立人は、申立期間③のうち平成4年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を4年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から同年10月まで  
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで  
③ 平成4年7月31日から5年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間②及び③について加入記録が無いことが判明した。平成3年6月4日から4年5月31日まではA株式会社に、4年6月1日から同年12月31日までは転籍によりB株式会社に一貫して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

また、両社における勤務期間に給料が下がった記憶はないので、申立期間①の標準報酬月額が引き続き 30 万円であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①及び②について

申立期間①及び②については、雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、A株式会社は、平成4年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同庁でのその処理は同年8月26日に行われ、同日に申立人の厚生年金保険の資格を3年11月30日に遡<sup>そきゅう</sup>及して喪失させる処理を行っており、他にも同日に同様な処理がなされた者がいる。さらに、申立人の標準報酬月額も、同日に3年6月から同年9月分までが30万円から12万6,000円に、同年10月分が30万円から10万4,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられている。

このような資格の喪失及び標準報酬月額の引き下げの処理を社会保険事務所が行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失及び標準報酬月額の引き下げの処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、同社における勤務が確認できる日から平成4年6月1日であると認められ、3年6月から4年5月までの標準報酬月額は30万円であると認められる。

#### 2 申立期間③について

申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人がB株式会社に平成4年10月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、B株式会社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同庁でのその処理は同年10月28日に行われ、同日に申立人の厚生年金保険の資格を4年7月31日に遡<sup>そきゅう</sup>及して喪失させ、同年8月の算定基礎届の記録を取り消す処理を行っている。

このような資格の喪失処理を社会保険事務所が行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所の全喪の処理日から判断して、平成4年10月28日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、30万円とすることが妥当である。

さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる処理が行われた平成4年10月28日から雇用保険の記録によって申立人の勤務が確認で

きる同年10月31日までの間は、継続した勤務が確認できることなどから、申立人は、4年10月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、平成4年11月1日から5年1月1日までの期間については、申立人が同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことを確認する資料が無いことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、平成4年10月の標準報酬月額については、資格喪失前の平成4年6月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

ところで、上記のとおり、社会保険事務所の記録によれば、B株式会社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社の解散は平成14年12月3日であり、申立人の雇用保険の記録における離職日が4年10月31日であることを踏まえると、同年10月28日から同年11月1日までの期間について、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社の厚生年金保険の適用事業所でなくなる処理を4年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年10月分の保険料の納入告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和41年11月9日に、資格喪失日に係る記録を42年6月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月9日から42年6月13日まで

A株式会社に同時に入社し、同時に退職した同僚は厚生年金保険に加入しており、自分が加入していないことは考えられないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時のA株式会社における複数の同僚の証言並びに業務内容に関する申立人及び同僚の説明内容から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同年齢で同時にA株式会社に入社し、同じ業務に従事し、同時に退職したとされる同僚には、申立期間と同期間の厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、複数の同僚が証言したA株式会社の申立期間当初の正規従業員数と被保険者名簿による同時点の被保険者数はほぼ一致しており、また同一作業チームで正規従業員として従事していたとする4名についても申立人を除いて厚生年金保険に加入しているところから、申立期間当時、同社ではほぼすべての正規従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同年齢である同僚の申立当時の標準報酬月額が2万円であることから、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年11月から42年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年8月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和25年8月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④について、事業主は、申立人が昭和27年4月1日にA株式会社C工場における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年4月から28年6月までの標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から24年12月1日まで  
[A株式会社D工場]  
② 昭和25年8月1日から同年9月1日まで  
[A株式会社B工場]  
③ 昭和26年10月1日から同年11月1日まで  
[A株式会社E工場]  
④ 昭和27年4月1日から28年7月1日まで  
[A株式会社C工場]

死亡した夫は昭和17年9月から54年10月までの37年間A株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は30年となっている。在籍証明書によれば同一企業内の勤務であり、厚生年金保険料のかけ忘れは考えられない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立は、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A株式会社B工場は戦前からの厚生年金保険適用事業所であり、事業主の発行した在籍証明書等から、申立人は継続してA株式会社に勤務し（昭和25年8月1日に同社F工場からB工場に異動し、同年9月1日にG工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、同工場への転勤前後の事業所に係る社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間④については、前述の在籍証明書等から、申立人が申立期間当時、A株式会社C工場に勤務していたことは確認できる上、社会保険事務所が保管する同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が発見され、同名簿に記載の氏名及び生年月日は申立人と同じであり、被保険者期間も申立期間と一致する。

よって、A株式会社C工場の事業主は、申立人が昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年7月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

3 申立期間①については、前述の在籍証明書等から、申立人が申立期間当時、A株式会社D工場に勤務していたことは確認できるものの、社会保険事務所が保管する同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和25年3月25日であり、同名簿には申立人の氏名は見当たらない。

なお、当時の複数の同僚の従業員数に関する証言から、A株式会社D工場は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかつ

た可能性もある。

また、申立期間③については、前述の在籍証明書等から、申立人が申立期間当時、A株式会社E工場に勤務していたことは確認できるものの、社会保険事務所が保管する同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険庁のオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と同じ昭和 26 年 11 月 1 日となっている。

さらに、申立期間①及び③について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所（株式会社A）における資格喪失日は、昭和42年7月1日であると認められることから、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和41年8月から42年6月までの標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年7月1日まで  
② 昭和40年5月2日から同年9月25日まで  
③ 昭和41年8月1日から43年6月15日まで  
④ 昭和44年10月1日から48年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、申立期間①についてはB株式会社、申立期間②についてはC株式会社（現在は、D株式会社）、申立期間③については株式会社A及びE株式会社、並びに申立期間④についてはE株式会社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、申立人は株式会社A及びE株式会社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の記録により、申立人は、昭和42年6月30日まで株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している株式会社Aの被保険者原票により、昭和41年7月2日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している旨の記録を確認できるが、一方、当該被保険者原票により、同年8月に標準報酬月額を4万2,000円と算定した記録があること及び被保険者証の返納が42年7月6日に行われたとの記録があることが確認できる上、当

該資格喪失日以降の期間に係る健康保険の傷病手当金が支給処理された記録が確認できるところ、当該期間において、申立人が任意継続被保険者であった状況はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和41年7月2日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である42年7月1日であると認められる。

なお、昭和41年8月から42年6月までの標準報酬月額については、41年8月の社会保険事務所の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間③のうち、昭和42年7月1日から43年6月15日までの期間については、申立人の主張からE株式会社に勤務していたと考えられるところ、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できるほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間①については、申立人がB株式会社に勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できるほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人がC株式会社に勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できるほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、申立人がE株式会社に勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できるほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③のうち昭和42年7月1日から43年6月15日までの期間及び④については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年2月及び同年3月を26万円に、同年9月を34万円に、10年11月、11年4月から同年7月までの期間、同年9月から12年9月までの期間、同年12月及び15年1月から同年4月までの期間を30万円に、同年5月を34万円に、同年6月、同年7月及び同年9月から18年11月までの期間を30万円に訂正することが必要である。また、申立期間に係る標準賞与額の記録については、15年7月1日、同年12月1日及び16年7月1日の記録を80万円に、同年12月1日及び17年7月1日の記録を77万9,000円に、同年12月1日及び18年7月1日の記録を76万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から18年11月まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成7年1月から18年11月までの標準報酬月額が、手元に残っている給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と違っている。また、賞与からの保険料控除額も記録されていないと思うので、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書から、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月の記録を26万円に、同年9月の記録を34万円に、10年11月、11年4月から同年7月までの期間、同年9月から12年9月までの期間、同年12月及び15年1月から同年4月までの期間の記録を30万円に、同年5月の記録を34万円に、同年6月、同年7月及び同年9月から18年11月までの期間の記録を30万円に訂正すること、また、標準賞与額については、15年7月、同年12月及び16年7月の記録を80万円に、同年12月及び17年7月の記録を77万9,000円に、同年12月及び18年7月の記録を76万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成7年2月及び同年3月、同年9月、10年11月、11年4月から同年7月までの期間、同年9月から12年9月までの期間、同年12月及び15年1月から同年7月までの期間及び同年9月から18年11月までの期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、さらに、15年7月、同年12月、16年7月、同年12月、17年7月、同年12月及び18年7月の賞与支払届の提出が無く、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年4月から同年8月までの期間、同年10月、同年11月、8年1月から10年10月までの期間、同年12月、11年1月、同年8月、12年10月、11月、13年1月から14年12月までの期間及び15年8月については、定時決定の基礎月（各年5月、6月及び7月）を含めて給与明細書が無いことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、平成7年1月、同年12月、11年2月及び同年3月については、給与明細書があるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、18 年 4 月 25 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に對し行ったことが認められることから、申立人に係る株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 17 年 6 月から 18 年 3 月までの標準報酬月額については、30 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 4 月 25 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は、株式会社Aで勤務して労働者年金保険と書かれたカードを渡されたと記憶しており、一緒に勤務していた同僚に加入記録があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳が保存されているマイクロカセットにより、基礎年金番号に未統合となっている昭和 17 年 1 月 1 日から 18 年 4 月 25 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人が 17 年 1 月 1 日に制定の労働者年金保険に加入しており、制定時の準備期間を経過後の同年 6 月 1 日から 18 年 4 月 25 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和 17 年 6 月から 18 年 3 月までの標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から 30 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月から57年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を58年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、46年3月から同年9月までの期間は8万円、同年10月から47年9月までの期間は9万2,000円、同年10月から48年7月までの期間は9万8,000円、同年8月から49年6月までの期間は11万8,000円、同年7月から50年9月までの期間は15万円、同年10月から51年9月までの期間は17万円、同年10月から52年6月までの期間は18万円、同年7月から53年9月までの期間は22万円、同年10月から54年9月までの期間は24万円、同年10月から55年9月までの期間は22万円、同年10月から57年12月までの期間は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から44年1月1日まで  
② 昭和46年3月1日から60年7月11日まで

厚生年金の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。昭和33年頃にA社に入社し、60年7月まで継続して勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。一部の期間ではあるが、給与明細書も所持しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録、元事業主の長男の証言及び元同僚の証言により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、昭和 58 年 1 月分の給与明細書及び時期が特定できない 2 枚の給与明細書を所持しており、いずれも厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、58 年 1 月分の給与明細書には「雇用保険料」の項目があり、時期が特定できない 2 枚の給与明細書には「失業保険料」の項目があることから、この 2 枚の給与明細書については雇用保険法が施行された 49 年より前のものであることが推認できる。

さらに、B 市の国民年金被保険者名簿には、昭和 52 年 5 月 27 日に 44 年 1 月から 51 年 12 月分までの国民年金保険料が申立人に還付された記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月から 57 年 12 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、元同僚の記録から、昭和 46 年 3 月から同年 9 月までの期間は 8 万円、同年 10 月から 47 年 9 月までの期間は 9 万 2,000 円、同年 10 月から 48 年 7 月までの期間は 9 万 8,000 円、同年 8 月から 49 年 6 月までの期間は 11 万 8,000 円、同年 7 月から 50 年 9 月までの期間は 15 万円、同年 10 月から 51 年 9 月までの期間は 17 万円、同年 10 月から 52 年 6 月までの期間は 18 万円、同年 7 月から 53 年 9 月までの期間は 22 万円、同年 10 月から 54 年 9 月までの期間は 24 万円、同年 10 月から 55 年 9 月までの期間は 22 万円、同年 10 月から 57 年 12 月までの期間は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社が既に廃業しており、当時の代表者も死亡しているため確認できないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録していないとは考え難いことから、事業主が昭和 46 年 3 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 46 年 3 月から 57 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和 35 年 4 月から 43 年 12 月については、元事業主の長男の証言及び元同僚の証言により、A 社に勤務していたことはうかがえるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いほか、同社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は昭和 40 年 4 月から 43 年 12 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 60 年 7 月については、雇用保険の記録により申立人が A 社に勤務していたことは認められるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いほか、同社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1670

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年3月まで

昭和37年10月に結婚し、その翌月ころ、区役所から職員が国民年金の勧誘に来たので、妻が国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入後、妻が当時住んでいたA区B地の近くにあるA区C出張所で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した翌月の昭和37年11月ころに区役所から職員が自宅を来訪し、その妻が申立人夫婦の国民年金の加入手続を同時に行い、申立人の妻が自宅近くのA区C出張所で国民年金保険料を納付したとしている。しかし、その一方で申立人は、当時申立人夫婦の住民票はD区にあったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、申立人が38年8月25日に、申立人の妻が40年7月29日に、共にE社会保険事務所で払い出されており、申立人夫婦は、住民票があったD区で別々に国民年金に加入したものと思われ、A区C出張所では国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間当時の国民年金保険料額等の記憶は曖昧である上、A区で申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年3月まで

昭和37年10月に結婚し、その翌月ころ、区役所から職員が国民年金の勧誘に来たので、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入後、当時住んでいたA区B地の近くにあるA区C出張所で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した翌月の昭和37年11月ころに区役所から職員が自宅を来訪し、申立人とその夫の国民年金の加入手続を同時に行い、自宅近くのA区C出張所で国民年金保険料を納付したとしている。しかし、その一方で申立人は、当時申立人夫婦の住民票はD区にあったとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、申立人が40年7月29日に、申立人の夫が38年8月25日に、共にE社会保険事務所で払い出されており、申立人夫婦は、住民票があったD区で別々に国民年金に加入したものと思われ、A区C出張所では国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額等の記憶は曖昧である上、A区で申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月から40年3月まで

昭和39年3月に会社を辞めたとき、A区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。加入手続後、1年間ほど国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未加入で、未納とされることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年3月に会社を辞めたとき、A区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後、1年間ほど国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金手帳が交付された記憶は無く、納付したとする保険料額等の記憶も曖昧であり、具体的な納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人は厚生年金保険への加入は確認できるものの、申立期間を含めて国民年金手帳記号番号の払出しが確認できず、被保険者名簿も存在していないことから、国民年金保険の加入や納付を行ったとする事実関係が不明である。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未加入期間が散見され、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から40年3月まで

昭和38年頃、一緒に住んでいた夫（当時は結婚前）が夫と私の国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料についても、夫が私の分と一緒に集金人に納付していたようだ。社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっているが、納付できない。私と夫の名前が似ているので、集金時に何か間違えたのではないか。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の昭和38年頃、申立人の夫が、申立人と申立人の夫の国民年金の加入手続きを一緒に行ったと主張しているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は同年7月3日に払い出されていることは確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、これより後の40年4月21日に払い出されており、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出しと同時期に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料についても、申立人の夫が申立人と申立人の夫の分について一緒に納付したと主張しているが、申立人の夫は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、申立期間の具体的な保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の夫が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1677

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間は、当時入居していたアパートに来ていた集金人を通じ、国民年金保険料を納めたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、入居していたアパートに来ていた集金人を通じ、国民年金保険料を納付したと主張しているが、同時期に、申立人と同様に当該アパートで集金人を通じ保険料を納付していたとする申立人の友人の国民年金手帳には、保険料納付を示す検認印があるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳には、検認印が無いのは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳の昭和36年度の国民年金印紙検認台紙は、昭和37年9月付けの検認の割印を押し、切り離されており、区役所が36年度の国民年金保険料は未納であったことを確認後、当該台紙を切り離したものと考えられる上、同手帳の37年度から39年度までの検認印欄には、検認印が押されておらず、かつ、印紙検認台紙が切り離されていないことから、当該年度に同手帳が未使用であったものと考えられ、申立期間の保険料を納付していた形跡がうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1678

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から47年12月まで  
役所から特例納付の案内が送られて来たため、昭和51年の当初に町役場に約4万円を持参し、20歳から未納だった国民年金保険料をさかのぼってすべて納めたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年の当初に、20歳から未納となっていた国民年金保険料として、約4万円を町役場で一括して納付したと主張しているが、51年の当初は特例納付実施期間ではないため、その主張に齟齬がみられ、かつ、申立人が20歳となった42年12月から50年3月までの保険料を、過年度納付及び特例納付できた場合の保険料額は計7万5,600円となり、申立人が一括して納付したとする保険料額とは大きく異なる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月

社会保険事務所で平成7年8月及び8年9月分の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、この期間は国民年金保険料と厚生年金保険料とを重複して納付していたため、国民年金保険料を既に還付済であると回答された。しかし、7年8月分の保険料については、A銀行（現在は、B銀行）C支店の父親の口座への還付金の振込は確認できたものの、8年9月分については、D郵便局で還付金を受け取ったことになっているとされたが同郵便局で還付金を受け取ったことは無く、また、当時、保険料を納付してくれていた父は、還付金を受け取る場合、振込先として7年8月分と同じ金融機関を指定したはずであり、郵便局で保険料を受け取るよう手続をしたとは考えられず、納得できないので申立期間の保険料を還付してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月21日に国民年金に強制加入し、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたところ、申立人が8年9月24日に厚生年金保険の被保険者となったため、申立期間の保険料が還付されるに至ったと推認される経緯について不自然さはみられない。

また、申立期間に係る国民年金保険料の社会保険庁の還付記録には、還付決定決議日、支払通知書作成日、還付金額、送金金融機関名等の必要事項が記録されており、当該内容に不合理な点は見当たらないことから、申立人に対する保険料の還付が行われなかったと考えることは困難である。

さらに、申立人は、申立期間前年の平成7年8月分の国民年金保険料の還付金については、父親の銀行口座に振り込まれたことが確認できたとしているが、還付金を請求したことや受領したことを全く記憶していないとしていることから、

申立期間の保険料についても同様に還付請求するとともに還付金を受領した可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から42年12月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、昭和41年2月に加入手続をしてから、申立期間の保険料を、A区役所または同区B出張所を通じて納付したので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月に国民年金の加入手続を行った後、A区役所または同区B出張所を通じて、3か月ごとに申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、41年当時から住民票所在地に変化の無かった申立人の国民年金手帳記号番号が43年10月以降に払い出されていることから、41年2月に加入手続を行っていたとは考え難い上、申立期間の保険料について、申立人は、C町の勤務先近辺にあった金融機関を通じて、国民健康保険料と一緒に納めた記憶もあるとしているが、申立期間当時、同区の保険料の収納方法は印紙検認方式であったことから、申立人の記憶には齟齬<sup>そこ</sup>がみられ、申立期間の保険料が納付されていたと考えることは困難である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年8月まで  
勤務していた会社の社長から20歳になったら国民年金に加入するように言われ、A区役所で加入手続をし、申立期間の保険料を母親の分と共に納付してきたはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A区役所で国民年金の加入手続をして母親の分と共にA区役所で国民年金保険料を納付したとしているが、同居していた申立人の妹によると、集金人が保険料を自宅に徴収に来ていたとしており、申立人の記憶と相違していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持していた手帳には、昭和44年3月の欄に「国民年金1,800円」、同年6月の欄に「国民年金3,000円」のメモがあり、申立人は、申立人と母親の国民年金保険料を支出したことを示す記載であるとしているが、保険料の対象となる被保険者や期間などが不明であり、このメモをもって、申立人の申立期間の保険料が納付されたとは判断できず、それ以外に申立期間の保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、年金特別便が来て加入月数と納付月数が違うのを知った。私は、私の夫及び同居していた義姉や義弟の分を含む国民年金保険料を集金人に納付してきた。夫及び義兄弟が納付済みなのに私の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、納付組合を通じて申立人の夫やその兄弟の分と一緒に納付したと主張しているが、一緒に納付したとする申立人の夫及びその兄弟の保険料は通常に納付しているにもかかわらず、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年12月13日後の同年12月16日に時効にかからない期間の保険料を過年度納付していることから、申立人の主張には整合性が無く、A市でも国民年金手帳の払い出し前の納付組合を通じての保険料の納付は考えられないとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立て当初は、200円くらいとし、後に150円くらいとしているが、実際の保険料は100円であるなど、記憶が曖昧となっている。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出され、その後過年度納付した昭和41年12月16日時点においては申立期間のほとんどが時効により納付できない期間となっている。

加えて、申立人は、国民年金の加入の状況や国民年金保険料の納付状況について、よく覚えていないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和13年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和57年12月から61年3月まで

昭和57年10月に株式会社Aを退職し、再就職先であったB店に就職したが同工務店とは請負契約関係にあったため国民年金に切り替えた。申立期間当時は妻と一緒に保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間が未納になっていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料をその妻が毎月、夫婦二人分をまとめて金融機関において納付したと主張しているが、妻の保険料収納日をみると、毎月納付となったのは昭和63年度分からで、それ以前は3か月分をまとめて納付していることが確認できるとともに、C市役所では、保険料が毎月納付となったのは61年4月からとしていることから、申立内容と相違する。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付に係る記憶が曖昧であり、加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)が無いので、その納付状況は不明である。

さらに、申立人は、株式会社Aを退職後、再就職先のB店とは請負契約であったために国民年金に切替えたと主張しているが、株式会社Aの退職による厚生年金被保険者の資格喪失日は、当初、昭和57年10月31日とされていたものの平成10年に厚生年金保険の被保険者期間の確認によって昭和57年12月31日と修正され、国民年金の強制加入資格の取得時期が同年12月31日に訂正されていることから、申立人の主張する国民年金への切替え時期及びその方法は申立てと相違している。

加えて、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見あたらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 1694

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月まで

私が 20 歳になり、就職のためA県から上京する際、兄が国民年金に入った方がよいと勧め、B村（現在はC町）の役場で加入手続をしてくれた。兄に渡された年金手帳を持って、上京してから保険料を納めた。当時はD区E地の授産所で、住み込みで管理人の手伝いをしていた。定期的に男性が保険料の集金に来ていたので、保険料 100 円を納めて、シールのようなものをもらい、それを年金手帳に貼っていた記憶がある。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、兄から渡された国民年金手帳によってD区で集金により保険料を納付したとしているが、兄は既に亡くなっていることから当時の状況について証言を得られず、かつ、申立人もD区に転入した際における国民年金に係る手続の記憶が無く、申立期間の具体的な国民年金の加入状況が不明である上に、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い場合、その納付状況も不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 11 月 10 日に払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで  
昭和49年5月にA国より帰国後、B市に転入手続をしたときに、海外生活をしてきたときの未加入期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、保険料を納付した。年金特別便により申立期間が未納であることを知ったが、まとめて納付をしたので未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月にB市に転居し、転入手続を行った際に、国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの教示を受け、同年12月に国民年金加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているところ、申立人の手帳記号番号は同年12月に払い出され、B市の国民年金被保険者名簿により昭和48年度及び49年度の保険料が51年1月に納付されていることが確認でき、申立人がさかのぼって納付したとの主張とは符合するものの、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額や納付方法等についての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料をも特例納付等によりさかのぼって納付したとする事情はうかがえない。

また、申立人は、申立人の所持している年金手帳の「はじめて被保険者となった日」の欄の年月日が、昭和50年12月26日から、46年4月1日に訂正されていることから、46年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと思うとしているが、訂正された被保険者資格取得年月日から保険料を納付したと推認できる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、その納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年10月から45年8月まで

私は、昭和37年10月からA区の飲食店で働き、同区内にある同店従業員寮に住んでいた折、郷里で自分に係る国民年金への加入とその保険料を納付していた父親からの手紙により、今後の保険料納付について指示があったため、同区役所において保険料納付手続を行った。国民年金手帳については、父親からの送付は無く、また、A区役所から交付を受けておらず、申立期間の保険料は、毎月、同区役所で納付していた。申立期間当初のころの保険料額は、月額150円ぐらいで、B区へ転居する直前の44年8月までは月額300円ぐらいであり、納付の都度、手書きの領収書を受けていたので、この期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月からA区の飲食店で働き、同区内にある同店従業員寮に住んでいた折、郷里で自分に係る国民年金への加入とその保険料を納付していた父親からの手紙により、今後の保険料納付について指示があったため、同区役所において保険料納付手続を行い、その後、毎月、申立期間の保険料を同区役所で納付し、その都度、手書きの領収書を受けていたとしているが、当時の同区における保険料収納は、国民年金手帳が無ければ、その再発行手続を行った上で、また、手帳があれば、印紙をその手帳の印紙貼付欄にはり付けた上で、検認記録欄に検認印を押なつするものであったことから、申立人が主張する保険料納付方法は、当時の同区での保険料収納方法とは合致しない。

また、申立人は、申立期間中の昭和44年9月に結婚しA区からB区へ転居しているが、申立人の妻は、当時無職で国民年金に加入しておらず、かつ、申立人は、転入した同区で国民年金に係る住所変更及び保険料納付手続をした記憶が無

いとしている上に、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から10年3月まで

私は結婚のためA町に転入し、被扶養配偶者となったときに国民年金の未納が分かった。両親と相談し将来のため未納分をすべて納付した。

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、平成6年5月から10年3月までの期間の納付記録が確認できなかった。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年9月ころにA町役場で国民年金の加入手続きを行い、その後両親と相談して未納分の国民年金保険料を一括して手持ちの現金によりA町役場内の銀行の派出窓口に納付したと主張しているところ、役場内の派出窓口では過年度保険料は取り扱っていないと回答しているほか、社会保険庁のオンライン記録では平成10年4月から9月までの保険料を11年4月30日に納付していることが確認できる。

また、同役場で保管している国民年金被保険者名簿には、加入手続きは平成11年1月6日に届出を行ったと記録されているほか、申立人の申立期間当時、6年5月から8年7月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料納付についての記憶は曖昧であり、B市に住所変更した後の平成13年10月11日に13年4月から7月までの期間を現年度納付し、翌月2日に12年11月から13年3月までの期間を過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、これらの納付と勘違いしている可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年春から27年12月ころまで  
A社に昭和24年の春から27年12月ころまで勤務していたので、この期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が株式会社A社勤務当時の同僚として挙げている数人の名が、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることなどから、申立人が同社に勤務していたことはいかかえるものの、同社は既に解散しており、当時の事業主や申立人が同僚としている者の所在も確認できず証言を得られないなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する株式会社A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「標準報酬等級並に適用年月」欄の最初に「26.8」と記載された名簿には申立人の氏名は無く、同名簿以外には申立期間に係る被保険者名簿は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 47 年 5 月 31 日まで  
昭和 44 年 5 月から 47 年 5 月末まで A 株式会社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では 44 年 5 月から 45 年 5 月まで厚生年金保険に加入となっている。申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 株式会社（昭和 50 年 9 月 1 日 B 株式会社に名称変更。）に勤務し B 品の販売の仕事をしていたことは、複数の同僚等の証言により推認できるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の被保険者資格取得日及び喪失日は社会保険庁のオンライン記録と一致する上、申立期間に資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険証番号の欠番も認められない。

また、A 株式会社の当時の事業主は他界し、同社において当時の関係資料は保存されていないなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月まで  
申立期間は有限会社Aに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立当時の同僚の証言及び同僚が提出した写真により、申立人が有限会社Aに勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管する同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できない上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険証の番号の脱落や重複は無い。

なお、上記名簿によると、申立人と同様に寮に入り配達の仕事に従事していた複数の同僚の被保険者資格の取得日は、同僚が主張する入社日から1年以上後になっており、有限会社Aが入社後一定の期間を経た後に厚生年金保険の加入手続をする取扱いも行っていた可能性は否定できない。

また、当時の事業主は既に他界しているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 17 日から 59 年 3 月 31 日まで  
申立期間はA病院に看護師として勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の氏名等に関する具体的な説明及び当時の写真から、申立人がA病院に勤務していたことはいかがえるものの、社会保険事務所が保管するB（A病院を含む。）に係る申立期間の被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、同原票において健康保険証番号に欠番も認められない。

また、事業主は申立期間当時の保険料控除に係る事実を確認できる資料は保存していないとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 10 日から 46 年 10 月 11 日まで  
申立期間は、A株式会社B工場に勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、申立人がA株式会社B工場に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管する同社同工場に係る被保険者原票には申立人の氏名は確認できない上、同社同工場は昭和 45 年 5 月 1 日に全喪しており、申立期間の一部は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人がA株式会社B工場で一緒だったとする同僚の中には、同社C工場に係る厚生年金保険の加入記録を有する者が6名いることから、申立期間について同社同工場に係る被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、申立人の同僚が、申立人は同社本社で採用された可能性があるとしていることから、社会保険事務所が保管する同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を、申立期間について確認したが、申立人の氏名は無い。

さらに、A株式会社本社及び同社B工場は既に全喪しており、元事業主は、申立期間について勤務実態を確認できる人事記録等の資料及び保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（給与台帳等）は保管していないとしており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 16 日から 43 年 4 月 14 日まで  
② 昭和 43 年 4 月 15 日から同年 10 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①については旧 A の B 局 C の臨時雇用員、申立期間②については同局 D の臨時雇用員として勤務していた。B 局は昭和 38 年 11 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、臨時雇用員であれば厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 局の臨時雇用員であったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する B 局の被保険者原票により、申立期間において、B 局での申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、申立人提出の履歴カード及び臨時雇用員雇用契約書（13 枚）により、申立人が申立期間①及び②において、B 局 C 及び同局 D に勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録により、B 局 C 及び同局 D のいずれもが厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、申立人が所持している臨時雇用員雇用契約書（13 枚）により、申立期間①及び②のいずれの契約期間も 1 か月以内であること、申立期間の雇用者は前者が C 長、後者が D 長であり申立人が主張する B 局ではないことが確認できるほか、臨時雇用員雇用契約書の健康保険手帳番号欄には日雇労働者健康保険の記号番号である「E」が記載されており、

申立人が日雇労働者健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立てに係る地域の旧Aの事業を継承したF株式会社に照会するも、申立人に係る被保険者資格の得喪届、賃金台帳等は保存されておらず、申立人がC及びDに勤務していた当時の同僚等の申立内容に係る証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月から 34 年 11 月まで  
② 昭和 54 年 7 月 25 日から同年 10 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA社（その後、株式会社B）に、また申立期間②についてはC株式会社で勤務していたので、申立期間①及び②について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるが、社会保険庁の記録により、同印刷所が厚生年金保険の適用事業所となった日は当該期間以降の昭和 35 年 7 月 1 日であることが確認できる。

なお、申立人がA社に勤務していたことを証言している同僚は、自身のことについて、昭和 33 年 9 月から同印刷所に勤務しているが、厚生年金保険被保険者になったのは、35 年 7 月 1 日からであると証言している。

申立期間②については、社会保険事務所が保管するC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は厚生年金保険被保険者資格を昭和 54 年 7 月 25 日に喪失しており、それに訂正の痕跡が無いこと、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号が連番で欠番も無いことが確認できる。

また、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立期間①及び②のいずれの事業所も既に全喪しており、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 42 年 12 月まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は、有限会社Aに勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において有限会社Aの厚生年金保険被保険者であったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、申立人は当時、水産物の仲買部門に勤務していたと主張しており、同じ部門で仕事をしていた上司及び同僚の氏名を記憶しているところ、それらの上司等についても、上記の被保険者名簿により、申立期間において被保険者としての記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人が有限会社Aの系列会社である株式会社Bで勤務していた可能性も考えられるところ、社会保険庁の記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日が、申立期間以降の昭和 46 年 11 月 1 日であることが確認できる。

なお、申立人が記憶していた水産物の仲買部門の上司については、株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、両事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

A株式会社勤務していた期間のうち、昭和 45 年 5 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。同社には、それ以前から継続して勤務しており、勤務場所、勤務時間及び仕事の内容も特に変わっていないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和 43 年 2 月 7 日に取得し、45 年 5 月 1 日に喪失、その後、47 年 4 月 1 日に再取得しており、それらに訂正の痕跡が無いことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険の整理番号が連番で欠番も無いことが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当該事業所は既に全喪し、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 10 日から 35 年 11 月 10 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は、有限会社A（申立人等は、Bと呼称）に勤務しており、同社の社員として参加した講習会の修了証もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が有限会社Aの社員として参加した講習会の修了証及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録では、同社の厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、事業主の社会保険の加入記録を確認したところ、申立期間において厚生年金保険及び国民年金のいずれの加入記録も無いことが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当該事業所は既に解散しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 1 月 31 日まで  
(株式会社A)  
② 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで  
(株式会社B)  
③ 昭和 55 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
(C株式会社)  
④ 昭和 61 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日まで  
(株式会社D)  
⑤ 昭和 61 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで  
(E社)  
⑥ 昭和 61 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日まで  
(F社)  
⑦ 昭和 62 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日まで  
(G社)  
⑧ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで  
(有限会社H)  
⑨ 昭和 63 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日まで  
(I株式会社)  
⑩ 平成元年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで  
(J有限会社)  
⑪ 平成 3 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
(K社)  
⑫ 平成 4 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで  
(L株式会社)

- ⑬ 平成5年5月1日から同年6月30日まで  
(M社)
- ⑭ 平成5年7月1日から同年7月31日まで  
(N社)
- ⑮ 平成5年12月1日から6年4月30日まで  
(O社)
- ⑯ 平成6年10月1日から同年12月31日まで  
(有限会社P)
- ⑰ 平成8年1月1日から同年12月31日まで  
(株式会社Q)
- ⑱ 平成9年1月1日から同年12月31日まで  
(株式会社R)
- ㉑ 平成13年10月1日から同年11月30日まで  
(S社)

私は、申立期間①から㉑までについては、それぞれの会社に勤務していたので、その期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑤、⑥、⑦、⑪、⑬、⑭、⑮及び㉑については、社会保険庁が保管するオンライン記録により確認したが、該当する事業所及び申立人の記録は見当たらない。

また、申立期間⑬、⑭及び⑮については、申立期間のすべてが株式会社Tの被保険者となっている。

なお、申立期間⑮については、当該事業所を系列店とする株式会社Uによると、従業員は国民年金に加入するよう説明しており、厚生年金保険には加入していないと述べている。

申立期間①、⑧、⑨及び⑱については、社会保険庁の記録によると、申立人が主張する時期に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、適用事業所となった以降の社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）により、申立人の氏名を確認したが見当たらない。

また、念のため申立期間①、⑧、⑨及び⑱に係る事業主の厚生年金保険の資格取得日を見ると、申立期間の時期以降にそれぞれに適用事業所となった日から資格取得していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び⑱については、申立人に係る関係資料が事業所に存在せず、申立人が当該事業所に勤務していた事実を確認することができず、申立期間⑧及び⑨については、両事業所共に既に休業しているとともに事業主も既に死亡し、一方は所在不明により、申立人が当該事業所に勤務していた事実を確認することはできない。

加えて、申立期間⑱については、申立期間のうち平成9年12月6日から同年12月31日までの期間は有限会社Vの被保険者となっている。

2 申立期間②については、当該事業所に申立人に係る資料が存在せず、申立人の勤務の事実を確認することができないとともに、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、欠番も無い上、申立期間は昭和55年4月から7月までは国民年金の保険料が納付済みとなっており、同年8月1日からはW社おける被保険者となっていることが確認できる。

申立期間③については、当該事業所に申立人に係る資料が存在せず、申立人の勤務の事実を確認することができないとともに、同事業所では申立人の勤務期間は試用期間であったとしており、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿においても申立人の氏名は見当たらず、欠番も無い上、申立期間はすべて国民年金の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

申立期間④については、当該事業所に申立人に係る資料が存在せず、申立人の勤務の事実を確認することができないとともに、社会保険庁が保管するオンライン記録においても申立人の記録は見当たらない上、申立期間の一部である昭和61年1月1日から同年1月19日まではX株式会社の被保険者であることが確認できる。

申立期間⑩については、当該事業所に申立人に係る資料が存在せず、申立人の勤務の事実を確認することができないとともに、社会保険庁が保管するオンライン記録においても申立人の記録は見当たらない上、申立期間の一部である平成元年10月18日から同年10月31日まではY株式会社の被保険者であることが確認できる。

申立期間⑫については、当該事業所に申立人に係る資料が存在せず、申立人の勤務の事実を確認することができないとともに、社会保険庁が保管するオンライン記録においても申立人の記録は見当たらない。

申立期間⑯については、当該事業所の事業主が申立人のことを記憶しているものの、見習い期間で解雇したので厚生年金保険の資格取得届は提出していないとの証言を得ているとともに、社会保険庁が保管するオンライン記録においても申立人の記録は見当たらない。

申立期間⑰については、当該事業所を引き継いだ株式会社Qは既に事業主も変わり、申立期間当時の関係書類は保管されていないため、申立人の勤務の事実を確認することはできないとしており、社会保険庁が保管するオンライン記録においても申立人の記録は見当たらない上、元事業主も不明となっている。

なお、申立期間①、②、⑩、⑬、⑭、⑮及び⑱について、申立期間の

すべての期間及び一部期間が他の事業所の厚生年金保険の被保険者となっている期間は、同時に雇用保険の加入期間となっていることが確認できる。

このほかに、申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月ころから 23 年 8 月ころまで  
私は、間違いなく申立期間当時株式会社Aに正社員として勤務し、ミシンでズボンと上着を仕立てる仕事に従事しており、厚生年金保険にも入っていたはずであり、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が株式会社Aに在籍していたことは、元同僚の証言により推認できるものの、同事業所は昭和 45 年 8 月 13 日清算終了し、同事業所の登記簿謄本は保存期間満了により存在しない上、同事業所の関係者についてもその所在等が不明であるため、申立期間について、事業主から申立てどおりの資格の取得、喪失の届出がなされたことが確認できない。

また、株式会社A及び同所に所在した関連会社であると思われるB合資会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、同名簿の健康保険の番号、厚生年金保険の記号番号等の欠番部分についてオンライン記録の確認を行うものの、申立人に関する記録は見当たらない。

さらに、申立人に係る給与からの厚生年金保険料控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。